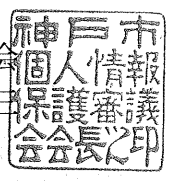




答 申 第 7 9 7 号
令和元年 11 月 26 日

神戸市消防長 長 岡 賢 二 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号の規定に基づき、令和元年11月25日付け神消警警第3233号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

- 1 災害映像を表示させる監視テレビシステム等を災害時オペレーションシステムとして更新し、新たにスマートフォンやドローンを用いて災害現場を撮影することは、情報の可視化、共有化を図ることができ、迅速な災害現場の消防活動に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確実に速やかに廃棄する等、個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

別紙
答申 797

【映像配信する情報】

- ・ 出動隊員がスマートフォン・ドローンで撮影する以下の映像・音声・画像
要救助者・被災者・関係者・通行人等
災害現場及びその周辺の建物，工作物，車両その他動産

【兵庫県システム端末から入手する情報】

- ・ 神戸市以外の県市町が撮影した以下の映像・音声・画像
要救助者・被災者・関係者・通行人等
災害現場及びその周辺の建物，工作物，車両その他動産



答 申 第 7 9 8 号
令和元年 11 月 26 日

神戸市消防長 長 岡 賢 二 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、令和元年11月25日付け神消警警第3233-2号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 災害映像を表示させる監視テレビシステム等を災害時オペレーションシステムとして更新し、新たにスマートフォンやドローンを用いて撮影した特殊事案の映像情報を研修資料として利用することは、効果的な消火活動の向上が期待でき、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

別紙
答申 798

【研修資料として利用する情報】

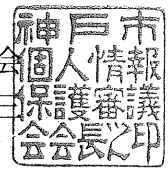
- ・ 出動隊員がスマートフォン・ドローンで撮影する以下の映像・音声・画像
要救助者・被災者・関係者・通行人等
災害現場及びその周辺の建物，工作物，車両その他動産



答 申 第 7 9 9 号
令 和 元 年 1 1 月 2 6 日

神戸市消防長 長 岡 賢 二 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、令和元年 11 月 25 日付け神消警警第 3233-3 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 災害映像を表示させる監視テレビシステム等を災害時オペレーションシステムとして更新し、新たにスマートフォンやドローンを用いて撮影した災害の映像を管制室等で視聴可能とすることにより、情報の可視化、共有化を図ることができ、迅速な災害現場の消防活動に寄与するため、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

別紙
答申 799

【映像配信する情報】

- ・ 高所監視カメラが撮影する災害現場の映像
- ・ 消防ヘリが撮影する災害現場の撮影映像
- ・ 出動隊員がスマートフォン・ドローンで撮影する以下の映像・音声・画像
要救助者・被災者・関係者・通行人等
災害現場及びその周辺の建物，工作物，車両その他動産



答 申 第 800 号
令和元年 11 月 26 日

神戸市消防長 長 岡 賢 二 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、令和元年 11 月 25 日付け神消警警第 3233-4 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 災害映像を表示させる監視テレビシステム等を災害時オペレーションシステムとして更新し、兵庫県災害対策局が構築した映像配信システムと接続することは、各部署での後方支援体制の構築に寄与するものであり、消防活動の向上が期待でき、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

災害時オペレーションシステムへの統合・更新に伴う
災害現場映像配信機能の追加について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

別紙
答申 800

【兵庫県システム端末から入手する情報】

- ・ 高所監視カメラが撮影する災害現場の映像
- ・ 消防ヘリが撮影する災害現場の撮影映像
- ・ 出動隊員がカメラ等で撮影する以下の映像・音声・画像
要救助者・被災者・関係者・通行人等
災害現場及びその周辺の建物, 工作物, 車両その他動産